

「観光創造ビジョン・岸和田」における中間検証業務仕様書

1. 業務名

「観光創造ビジョン・岸和田」における中間検証業務

2. 業務の目的

本業務は、令和5年度策定の「観光創造ビジョン・岸和田」（以下、「計画」とする。）における中間検証に伴う、本市の観光動向調査、分析、効果検証及び報告書（提言）作成等を実施するものである。

本市における観光施策等の成果を定性的・定量的に把握するにあたり、主要なKPI及び効果測定項目を定めるため、観光統計データの収集、整理、分析を行い、当該データをもとに既存の観光施策の改善や新たな観光施策の立案へと繋げることで、効果的な観光振興施策を実施し、計画を推進することを目的とする。

3. 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

4. 業務委託金額(上限)

3,531,000円（消費税及び地方消費税321,000円を含む。）を上限とする。

5. 業務内容

本業務にあたっては、計画の基本方針、アクションプラン及びその進捗に基づき、本市における観光の現状と課題をデータによる分析を行い、主要KPIの目標値や効果測定項目を設定し、その実現に向けた実行力のある本市ならではの施策・事業の提案を行うこと。また、

業務内容は（1）から（7）のとおりとする。

また、調査項目や実施方法等は（1）及び（2）に加え、提案者の高度な知識や専門的な技術を活かせるよう提案によるものも含めるものとする。なお、調査項目の詳細等については市と協議のうえ実施するものとする。

（1）想定される効果測定項目等のデータ収集及び調査

	重要視する成果	想定される効果測定項目	測定のために実施する調査
A	観光コンテンツのプロモーション活動の強化	・観光入込客数(人回)	①市が保有するデータの収集
		・岸和田市の主要観光拠点の認知度	③非来訪者WEBアンケート調査
		・観光サイトのアクセス数(件)	①市が保有するデータの収集
B	観光コンテンツの認知度・満足度の向上	・観光消費額単価(円/人回)	②観光施設等留置き調査
		・観光消費額(円)(宿泊/日帰り)	②観光施設等留置き調査
		・岸和田市の主要観光拠点の認知度	②観光施設等留置き調査
		・観光客の平均滞在時間(時)	②観光施設等留置き調査



	・観光施設の立ち寄りか所数(か所/人回)	②観光施設等留置き調査
来訪者数の増加	・観光入込客数(人回)	①市が保有するデータの収集
	・観光消費額(円)(宿泊/日帰り)	②観光施設等留置き調査
	・観光客に占めるリピーター率	②観光施設等留置き調査
	・宿泊者数(人)	④宿泊施設調査
	・市内宿泊可能室数(室)	④宿泊施設調査

(2) 各種調査の設計、実施及び集計

(1) を踏まえ、行うこと。

実施する調査	調査概要	調査対象	備考
① 市が保有するデータの収集	主要施設及びイベントの観光入込客数や、市民意識調査結果、岸ぶらアクセス数などを集計し、整理する。	—	市で保有するデータは提供
② 観光施設等留置き調査 ※WEB 回答併用も可	経年的に入込客数を調査している観光施設や、宿泊施設、飲食施設等にアンケート票を設置し、観光客の満足度や観光消費額、市内滞在時間、立ち寄り観光施設数、来訪回数等を確認する。	岸和田市に来訪した観光客 ※サンプル数300以上	
③ 非来訪者 WEB アンケート調査	計画でターゲットとなっている地域を対象に、岸和田市への来訪意欲や、主要観光施設認知度、非来訪の理由などを確認する。	過去に岸和田市に来訪したことが無い方で、以下の自治体居住者 関西2府4県 首都圏、愛知県在住者 ※サンプル数500以上	
④ 宿泊施設調査	岸和田市内の宿泊施設に対し、宿泊可能室数、年間宿泊客数、外国人観光客の状況などを確認する。	岸和田市内宿泊事業者	各施設への調査依頼(調整)は市において行う。
⑤ 外国人観光客アンケート調査 ※②と同時実施も可	岸和田市を訪問している外国人を対象②同様にアンケート調査を実施する。	岸和田市に来訪している外国人 ※サンプル数 50~100	参考に実施

※ 本市への訪問の有無や訪問目的、観光資源の認知度、満足度、消費額等を含めた来訪者の動向や観光ニーズを把握するため、調査の調査設計、実施及び結果の取りま

とめ等

- ※ 調査にあたり、必要に応じて、市で保有するデータは提供する。
- ※ 必要に応じて、事業者や関係団体等へのヒアリングを行うことがある。
- ※ 主要な数値目標（KPI）等は計画 P10 に記載

(3) 調査結果をふまえた分析と効果検証

- ① (1) 及び (2) の分析
- ② その他本市で保有するデータの分析については市と協議のうえ実施すること。
- ③ 計画の KPI の達成状況の分析
- ④ ①及び②を踏まえ、施策の成果を検証
- ⑤ 効果検証を踏まえたマーケティング分析及びアクションプラン後期に向けた提言
【提言に含める事項】
 - ・ 計画の KPI の最終目標値（R11 年度）について（改訂要否）
 - ・ 計画後期における主要なターゲットエリア、主要なターゲット属性の再設定
 - ・ 令和 11 年度末の効果測定項目

(4) その他自由提案

(2) 及び (3) の業務以外で、効果的な調査分析や提案等を行うこと。

【例】

- ・ コロナ後の観光動向の変化（傾向分析）
- ・ AI と観光との関係 など

(5) 岸和田市観光振興計画推進委員会（以下、「委員会」とする。）の運営支援等委員会へ出席するとともに、必要に応じて計画の中間検証に係る会議資料の作成及び説明等を行う。（3回程度）

(6) 成果物の作成及び提出

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、受託した業務が完了した後、委託期間終了日までに、本業務に関する以下の成果品を業務報告書にまとめ、市に提出する。

成果物は以下の4点とする。

成果物	納入数	提出期限
調査分析結果報告及び提言書	150 部	令和9年3月31日
調査分析結果報告及び提言書概要版 (1 ページ)	150 部	令和9年3月31日
入力済みのデータ分析ツール (今後本市においても活用できるものとする)	1 部 (式)	令和9年3月31日
上記及びアンケート・ヒアリング等 に係る各電子データ	1 部 (式)	令和9年3月31日

(DVD-R 等)		
-----------	--	--

- ① 調査分析結果報告及び提言書及びその概要版については、表、グラフ、イメージ図等を作成し、見やすく分かりやすい編集を行うこと。
- ② 提出するデータ形式は市と受託者が協議して決定する。
- ③ 調査分析におけるデータ分析ツールについては、今後本市においても編集・活用できるものとする。

【成果品に係る留意事項】

本業務において作成した成果品に係る全ての権利は、市に帰属する。また、受託者は、市の許可なく複製及び第三者へ貸与してはならない。

本業務成果品については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については、用語解説又は注釈を付記すること。

また、成果品の納入後、本市において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正又は追加を行うこと。

本市は本業務の報告書等の成果品の一部又は全部を、市が発行する出版物や市のホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果品を作成すること。

(7) 業務にかかる体制

本業務を所定の期間内に履行するため、受託者は、総括責任者と業務担当者を置くこと。業務担当者は市と密に協議を行いながら、本業務を進めること。また、調査分析の進捗状況を常時把握し、市と協議のうえ、スケジュールの進行管理を行うこと。

● 主な作業スケジュール（予定）

	内容	期間
1-1	各種調査の設計	令和8年6月～7月
2-1	市が保有するデータの収集	令和8年7月～8月
2-2	観光施設等留置き調査	令和8年7月～8月
2-3	非来訪者 WEB アンケート調査	令和8年7月～8月
2-4	宿泊施設調査	令和8年7月～8月
2-5	外国人観光客アンケート調査	令和8年7月～8月
3-1	調査結果分析・とりまとめ	令和8年8月～10月
3-2	KPI 達成状況の分析	令和8年8月～10月

3-3	施策成果の検証	令和8年10月
3-4	中間報告	令和8年10月～11月
4-1	委員会での意見を踏まえた課題の整理	令和8年10月～11月
4-2	報告及び提言書(骨子案)の作成	令和8年11月～12月
4-3	報告及び提言書提出	令和9年3月

※各内容の実施時期については、契約締結後市と受託者が協議のうえ決定する

6. 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間、業務完了時、その他必要な段階で十分な打合せを行うものとし、その内容については受託者がその都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認すること。なお、打合せ協議は対面式を基本とするが、リモートによる遠隔協議も可とする。(5回程度)

7. その他留意事項

(1) 検査

- ① 受託者は、本業務完了後、速やかに市に業務完了報告書を提出し完了検査を受けるものとする。
- ② 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正または補足その他の処置をとるものとする。

(2) 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者の本業務の処理状況について調査しまたは報告を求めることができる。なお、この場合、受託者はこれを拒むことはできない。

(3) 委託料の支払い

委託料は、委託業務完了後に支払うこととする。

(4) その他

- ① 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令及び「岸和田市個人情報保護条例」、「岸和田市情報セキュリティポリシー」を順守しなければならない。
- ② 本仕様書に疑義がある場合は市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、市と受託者が協議のうえ決定する。
- ③ 市または受託者は、各年度の業務費内で本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、両者協議のうえ仕様書の内容を一部変更できるものとする。
- ④ 受託者は、本業務の実施にあたり業務の適切な遂行を図るため、市と常に密接な連絡を取り、業務の正確な遂行に努めること。
- ⑤ 受託者は、本業務について知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、市の許可なく本業務内容を第三者に公表、転用および貸与してはならない。
- ⑥ 受託者は、市から提供を受けた資料等について厳重な注意をもって安全に保管しなければならない。
- ⑦ 受託者は、本業務完了後、貸与資料および業務に関連した情報等を市に適切に返

却等すること。

- ⑧ 受託者は、本業務に係り事故等が発生した場合、速やかに市に報告するとともに指示に従うこと。
- ⑨ 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、本業務の一部の再委託については、事前に市と協議し了承を得るものとする。

8. 担当部署

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市魅力創造部観光課

電話 072-423-9486

メールアドレス kankou@city.kishiwada.lg.jp